

(下線の部分は改正部分)

独立行政法人平和祈念事業特別基金中期計画

平成 22 年 7 月 28 日

総務大臣 原口 一博

平成 22 年 6 月、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成 22 年法律第 45 号。以下「特別措置法」という。）が成立し、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）は戦後強制抑留者に特別給付金を支給した後、平成 25 年 4 月 1 までに解散するとともに、平成 22 年 10 月以降はこれまでの慰藉の念を示す事業を行わないこととされたところである。このため、中期目標期間における事業については、着実かつ効率的・効果的な実施を図るため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定に基づき、基金が中期目標を達成するための計画を以下のとおり定める。

第 1 中期計画の期間

平成 20 年 4 月から平成 25 年 3 月までの 5 年間とする。

第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務経費の削減

(1) 職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額（特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く。）について、前期末事業年度である平成 19 事業年度に対する平成 22 事業年度上半期（22 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日）の割合を 75%以下（通年ベース）とする。

(2) 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する（今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）とともに、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。

(3) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。

2 外部委託の推進

外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。

3 組織運営の効率化

各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、必要に応じて人員配置の見直しを行う。

4 随意契約の見直し

(1) 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年 8 月 10 日閣議決定）に沿って、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

(2) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に沿って策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを公表する。

なお、監事による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 資料の収集、保管及び展示

(1) 資料の収集

- ① 基金の解散を見据え、個人が所有する恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）のうち、未収集の重要な資料を効率的に収集する。
- ② 既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼する。

(2) 資料の保管

基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討結果（以下「在り方の検討結果」という。）を踏まえつつ、次の事項を行う。

- ① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。
また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。
- ② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために、定温・定湿の倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。
- ③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。

(3) 資料の展示

① 平和祈念展示資料館

平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じグラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。

また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。

その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、平成 22 年 9 月までの 2 年 6 月間における入館者数を 13 万人以上とする。

② 特別企画展

関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を 3,000 人以上とする。

③ 平和祈念展

関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を 1 万人以上とする。

④ 地方展示会

関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者数の目標を設定し、平成 22 年 9 月までの 2 年 6 月

間における入場者数を4万人以上とする。

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。

⑥ 関係資料の貸出し

基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。

(4) 基金解散後の資料等の在り方

在り方の検討結果を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。

2 調査研究

(1) 労苦の実態把握

基金の解散を見据え、関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握するとともに、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。

(2) 外国調査の実施

これまで実施した旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集した資料の調査・研究成果の取りまとめを行う。

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

(1) 記録の作成・頒布

① 総合データベースの構築

調査研究の成果等について、後世に継承できるよう、電子データ化を推進する。

② 調査研究の成果の出版等

調査研究の成果を「平和の礎」等として出版する。

また、これまでの調査研究の成果を基金解散後においても活用できるよう、取りまとめを行う。

③ 出版物等の活用

出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。

また、全国の公立図書館、小中学校等に配布することにより、関係者の労苦について国民の理解の促進と関心の高揚を図る。

(2) 講演会等の実施

① 講演会等の開催

関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、平成 22 年 9 月までの 2 年 6 月間において 10 回以上開催する。

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、平成 22 年 9 月までの 2 年 6 月間において 30 回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。

③ 校内放送番組制作コンクールの実施

関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代の労苦理解の一層の促進を図るとともに、一般国民の関心の喚起を図る。

(3) 語り部の積極的活用

関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、いわゆる「語り部」を前中期目標期間中に育成して、平和祈念展示資料館に配置しているところであるが、基金の解散を見据え、これまでに育成してきた「語り部」を教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資するなど、積極的に活用する。

(4) 催し等への助成

関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の開催等に対し、助成を行う。

4 書状等の贈呈事業

関係者に対する書状等の贈呈事業への請求（平成 19 年 3 月 31 日に受付終了）のうち、未処理案件について迅速な処理を行う。

5 特別記念事業等

(1) 特別記念事業の実施

関係者からの慰労品の請求の受付は平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。

ア 5 万円相当の旅行券等又は慰労の品

イ 3 万円相当の旅行券等又は銀杯

② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈

昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10 万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。

③ 引揚者に対する慰労品の贈呈

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和 42 年法律第 114 号）による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。

(2) 特別記念事業実施の周知

本事業の請求期限が平成 21 年 3 月 31 日までと迫っていることから、一人でも多くの関係者への周知を図るべく、地方公共団体及び関係機関との間で緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への掲載協力依頼等多方面にわたり周知活動を展開するものとする。

また、これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者については、個別にお知らせを行うものとする。

(3) 標準期間の設定

申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、標準

的な審査期間を、書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件の審査期間は1か月（上記(2)のお知らせを受けて請求した者については、3週間）、それ以外の者からの請求案件の審査期間は3か月とする。

(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立

戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、専門の委員会を設置するとともに、関係機関と調整しつつ基金解散までの間に各々慰霊碑を建立する。

6 特別給付金支給事業

(1) 特別給付金の支給

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）（以下「戦後強制抑留者」という。）の請求に対し、特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。

(2) 特別給付金支給事業の請求期間

戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日から平成24年3月31日までとする。

(3) 特別給付金支給事業に要する経費

特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め200億円とする。特別給付金の額は、本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する。

<u>本邦への帰還の時期の区分</u>	<u>金額</u>
<u>昭和23年12月31日まで</u>	<u>25万円</u>
<u>昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで</u>	<u>35万円</u>
<u>昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで</u>	<u>70万円</u>
<u>昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで</u>	<u>110万円</u>
<u>昭和30年1月1日以降</u>	<u>150万円</u>

(4) 特別給付金支給事業実施の周知

特別給付金支給事業の実施に当たっては、確実に対象者に給付できるよう、特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するなど、きめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。

(5) 標準期間の設定

申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の検討を行い、標準的な審査期間を次のとおりとする。

- ① 特別記念事業の既贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については1か月
- ② 上記以外の者については3か月

(6) 申請者への通知

特別給付金の審査の結果、該当者には「認定通知書」を、非該当者には理由を付した「却下通知書」を速やかに送付する。

7 その他の重点事項

(1) 効果的な広報

関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要
な広報を効果的に実施する。

(2) ホームページの充実

電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては、ホームペ
ージに公開するなど、ホームページの内容を充実させ、各事業年度においてアク
セス数を75万件以上とする。

(3) 地方公共団体との連携

特別給付金支給事業等の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。

(4) 関係資料館との連携

基金と運営目的が類似している全国14の資料館との連携に努める。

(5) 外国の関係機関との関係強化

外国における関係機関との間の関係の強化を目指す。

(6) 職員の雇用問題

基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計
画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）に
基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。

第4 予算、収支計画及び資金計画

運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。

予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。

第5 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額を1億円とする。短期借入金が想定される理由は運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。

第6 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

第7 剰余金の使途

- 1 特別企画展等の充実
- 2 入館者サービス、情報提供の質的向上のための整備の充実
- 3 関係資料の充実
- 4 調査研究の充実
- 5 広報の充実

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備に関する計画はない。

2 人事に関する計画

研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部事務を遂行する。

3 その他業務運営に関する事項

(1) 環境対策

環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。

(2) 危機管理

常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。

(3) 職場環境

メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。

(4) 内部統制・ガバナンス強化

整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。

第9 経過規定

- 1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。
なお、これらの残務処理を適切に行うものとする。
- 2 第3の7((3)を除く)、第5、第7及び第8の3の(2)については、平成22年10月以降、適用しない。

(別添)

1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,134
運用収入	1,085
臨時収入	<u>33,293</u>
事業外収入	0
計	<u>36,512</u>
支出	
慰藉事業費	<u>35,710</u>
一般管理費	802
計	<u>36,512</u>

うち特別記念事業分

区 分	金 額
収入	
臨時収入	13,293
支出	
慰藉事業費	13,293

うち特別給付金支給事業分

区 分	金 額
収入	
臨時収入	<u>20,000</u>
支出	
慰藉事業費	<u>20,000</u>

- ※ 1 臨時収入は、政府出資金取崩しにより特別記念事業分及び特別給付金支給事業分として整理したものと運用収入である。
- 2 運用収入及び臨時収入は、金利動向により変動する可能性がある。

【人件費の見積り】

期間中総額 865百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

【運営費交付金の算定ルール】

運営費交付金＝一般管理費（人件費＋その他一般管理費）＋慰藉事業費－自己収入

(a) (b) (c) (d)

(a) 人件費 = 前年度の人件費 × 効率化係数 × 人件費調整係数
(α 1) (δ)

(b) その他一般管理費 = 前年度のその他一般管理費 × 効率化係数 × 消費者物価指数
(α 2) (γ)

(c) 慰藉事業費 = 前年度の慰藉事業費 × 効率化係数 × 消費者物価指数 × 政策係数
(α 3) (γ) (β)

(d) 自己収入 = 前年度の自己収入 × 自己収入調整係数
(ε)

(注) 推計に使用した係数の値

人件費の効率化係数(α 1)	=0.9980
その他一般管理費の効率化係数(α 2)	=0.9650
慰藉事業費の効率化係数(α 3)	=0.8985
政策係数(β)	=1.0000
消費者物価指数(γ)	=1.0000
人件費調整係数(δ)	=0.9900
自己収入調整係数(ε)	=0.8397

* 特別記念事業及び特別給付金支給事業関連分を除く

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	<u>36,586</u>
經常費用	<u>36,586</u>
慰藉事業費	<u>35,685</u>
一般管理費	802
減価償却費	99
財務費用	0
臨時費用	0
収益の部	<u>36,586</u>
經常収益	3,293
運営費交付金	2,109
運用収入	1,085

事業外収入	0
資産見返運営費交付金戻入	94
資産見返補助金戻入	5
財務収益	0
臨時利益	<u>33,293</u>
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

うち特別記念事業分

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	
慰藉事業費	13,293
収益の部	
臨時利益	13,293

うち特別給付金支給事業分

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	
慰藉事業費	<u>20,000</u>
収益の部	
臨時利益	<u>20,000</u>

- ※ 1 臨時利益は、政府出資金取崩しにより特別記念事業分及び特別給付金支給事業分として整理したものと運用収入である。
- 2 運用収入及び臨時利益は、金利動向により変動する可能性がある。

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	36,778
業務活動による支出	<u>36,661</u>
投資活動による支出	25
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	<u>92</u>
資金収入	36,778

業務活動による収入	3,259
運営費交付金による収入	2,134
運用収入	1,125
投資活動による収入	33,253
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	266

うち特別記念事業分

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	13,293
資金収入	13,293
業務活動による収入	
運用収入	40
投資活動による収入	13,253

うち特別給付金支給事業分

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	<u>20,000</u>
資金収入	
投資活動による収入	<u>20,000</u>

- ※ 1 運用収入及び投資活動による収入は、金利動向により変動する可能性がある。
- 2 次期中期目標の期間への繰越金は、基金解散に伴い、事務所の敷金を国庫へ返納するための繰越金である。